

□原著論文□

地域住民の健康管理に関するドラッグストア従事者の意識調査に基づくセルフメディケーション推進のための基礎研究

高他 武始* 梅原 貞臣* 野口 隆志** 梅内 拓生**

抄 録

健康施策として一次予防を重視し、セルフメディケーション推進を通じて生活習慣病対策を進めようとする政府の考えのなかで、我々がキープレーヤーと考えるドラッグストア従事者が現在どのような意識で業務を遂行しているのか実態を把握し、どのように近隣住民の健康に寄与しているかを知る目的でアンケート調査を行った。

その結果、現状では薬剤師・薬剤師以外の従事者とも近隣住民の健康への寄与に関する認識・実践に関し不十分な状況にあると考えられた。今後地域住民の生活習慣病対策を現実化していく健康管理システム構築のためには、ドラッグストア側の対応としてドラッグストア従事者における政府健康政策の理解と生活習慣病関連事項の知識習得、地域住民から信頼される身近な医療従事者としての意識の向上、さらに、改正薬事法施行による新たな薬の専門家(新資格者)の制度化を踏まえた従事者の時間的な余裕づくり、を念頭に入れ、ドラッグストアがセルフメディケーション推進の中心的な役割を果たしていく資質を確保していくことが必要と考えられた。

Fundamental research to promote self-medication based on the survey on community healthcare management conducted among persons working at the drug stores

TAKATA Takeshi, UMEHARA Sadaomi, NOGUCHI Takashi and UMENAI Takusei

Abstract

Health authorities in Japan have set a focus on disease prevention for health promotion and they aim to promote self-medication as an important role for preventing lifestyle-related diseases. A survey has been conducted to persons working at drug stores, including both pharmacists and non-pharmacists, who are considered as key-players for promoting self-medication, to investigate on how much they are aware of such responsibility at work and how much they are contributing to community healthcare. Therefore, the questionnaire consisted of items mainly on community healthcare management.

The result shows that neither of the two groups has a keen awareness or has practiced the role to improve community healthcare. To establish an effective healthcare management system in local communities focused on primary care and preventing lifestyle-related diseases, it would be necessary to secure the professional qualification for working in drug stores and for playing the leading role in the system. In the process, the following factors need to be covered: improving knowledge of the National healthcare policy and factors preventing lifestyle-related diseases, bringing on awareness to be the closest and reliable healthcare professionals in local communities, and generating time allocation shared with a qualified person newly classified by the revised Pharmacy Law.

受付日: 2007年8月3日 受理日: 2007年10月9日

*国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 保健医療学専攻 医療福祉経営学分野 博士課程
Division of Health Service Management, Doctoral Program in Health Sciences, Research Institute of Health and Welfare Sciences, Graduate School, International University of Health and Welfare
E-mail: tak_takata@ybb.ne.jp

**国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科
Research Institute of Health and Welfare Sciences, Graduate School, International University of Health and Welfare

Keywords: self-medication (セルフメディケーション), persons working at drug stores (ドラッグストア従事者), healthcare management system (健康管理システム)

I. はじめに

近年、我が国においては急速な人口高齢化の進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割(がん31.1%、心疾患15.5%、脳血管疾患12.5%、糖尿病1.2%、高血圧性疾患0.6%)を占め(厚生労働省大臣官房統計情報部2006)、医療費に占める生活習慣病診療費の約9兆円は、国民医療費の約3割を占めている(厚生労働省大臣官房統計情報部2005)。このような状況を踏まえ、政府は生活習慣病対策が急務であることを認識し、来るべき少子高齢化時代に備え、健康で持続可能な社会をめざした健康政策「健康日本21」を2000年に策定した。そこでは単に病気の発見や治療にとどまるのではなく、健康を増進し特に生活習慣の改善を含む一次予防を重視する考え方を進めている(厚生事務次官通知2000)。

また、2005年12月、厚生科学審議会医薬品制度改正検討部会より一般用医薬品(市販薬)における新しい販売方法についての報告書(厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会2005)が提出され、それに基づき2006年6月14日、改正薬事法が公布された(厚生労働省2006)。一般用医薬品の販売制度において、1. リスクに応じて一般用医薬品を3つに分類し、その程度に応じた販売体制を明確化、2. 医薬品の販売に従事する専門家の資質確保のため、薬剤師に加え新たな専門家の仕組みを構築、3. 適切な情報提供及び相談対応のため、店舗の環境整備や医薬品の外箱表示についての義務、が定められている。本改正の背景のひとつとしては、国民の健康意識の高まりとともにセルフメディケーションの考え方を浸透させ、これを適切に支援する観点で行うことにある。

World Health Organization (WHO) におけるセルフ

メディケーションの定義は「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」であり、健康管理において重要な位置を占めるとされている(World Health Organization 2000)。

この自分で手当てをする際に用いられるものが薬の場合は医師の処方が必要な一般用医薬品(over-the-counter: OTC)であり、健康食品、サプリメント、あるいは医薬部外品なども「手当て」の手段となる。どの手段を用いるかについて、自身が正しく判断するためには適切な情報の伝達が必要であり、セルフメディケーションの推進にはこの情報伝達システムの構築が絶対条件である。効率の良いシステム構築にあたって、ひとつひとつが健康に不安を感じたとき、あるいは身体の不調を感じたときにまず気軽に足を向ける先として地域のドラッグストアを想定し、ドラッグストアが近隣住民の健康管理センターとして認知され、そこでの従事者が地域住民から信頼される身近な医療従事者となって健康管理に係る適切な情報伝達を行うことができれば、住民が自分自身で健康管理を効率的に行う、広義のセルフメディケーションの実践に結びつけることが可能になると考えた。

このシステム構築にあたり、まずキープレーヤーとなるドラッグストア従事者が、現在どのような意識で業務を遂行しているかの実態を把握し、近隣住民の健康に寄与している方法と内容を知る目的でアンケート調査を行った。この種の、ドラッグストア従事者である薬剤師と薬剤師以外に対する意識調査でこれまで報告されたものは著者の調べた範囲ではない。その結果から、政府が図る健康政策「健康日本21」やセルフメディケーション推進に対する現場の意識実態が明らかとなり、ドラッグストアが中心となって生活習慣の改善を含む一次予防を重視、セルフメディケーション推

進を通じて生活習慣病対策を現実化していくシステム提案の方向性を得たので、報告する。

II. 方法

1. 対象

関東地区に店舗を構えるドラッグストアチェーンのうち、規模の大小に関係なく著者が独自に選定した企業に協力を依頼し、了解を得られたドラッグストアチェーン 6 社の薬剤師または薬剤師以外の従業員。なお、ドラッグストアの定義として、ここでは一般用医薬品に加え健康食品、化粧品、日用家庭用品等を扱う販売形態をもつものを、著者が独自に判断した。

2. 内容与方法

日常業務における顧客への対応状況、セルフメディケーションに関する健康施策や薬の規制動向の認知度、地域住民の健康増進にかかわる意識、改正薬事法に対する認識等の調査項目を設定。アンケート用紙に各質問に対する回答選択項目を設け、回答はそれからの選択方式とした。

3. アンケート調査

企業の了解が得られた 6 社に対してアンケート用紙を各 50 部、計 300 部を配布、無記名で郵送回収した。

回答結果は薬剤師と薬剤師以外に分けて集計し、両群間の比較には χ^2 検定を用いた。有意水準は 5% に設定した。

実施に先立ち、国際医療福祉大学倫理委員会に諮り、科学的かつ倫理的に問題がないことの承認を得た。

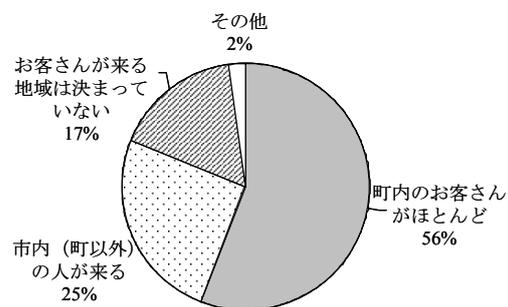
III. 結果

本アンケートは、2006 年 8 月から 9 月の 2 ヶ月間で実施した。配布した 300 枚のアンケート用紙

に対して、郵送にて合計 134 件の回答を得た（回収率 45%）。うち、薬剤師からは 83 件（62%）、薬剤師以外からは 51 件（38%）の回答であり、その両者を分けて集計を行った。

1. 顧客の住居地域（図 1）

回答を得たドラッグストアに来るお客さんの居住地としては、その半数以上（56%）が町内からで、市内までを含めると 80%以上の店舗となり、地域に密着したドラッグストアであった。



設問：あなたが勤めるドラッグストアでカバーしている地域・お客さんについて

図 1 顧客の居住地について

2. 日常業務における顧客への対応状況（図 2）

お客さんの販売員に対する相談事項としては、薬剤師・薬剤師以外とも一般用医薬品や医薬部外品の使用方法に加え、健康食品やサプリメントの関連事項も多かった。薬剤師と薬剤師以外での比較で「化粧品の相談」に関して、薬剤師ではわずか 3.6% に対し、薬剤師以外では 31.4% と有意差が認められ、「薬・医薬部外品の使用法」、「副作用・効能効果についての相談」に関しては、薬剤師以外に比し薬剤師で有意に高かった。

また、医薬品販売の規制緩和に伴い医薬品の一部が医薬部外品に移行しコンビニエンスストア等で販売されるようになったが、それらとの棲み分けとして意識されている点として、薬・医薬部外

品の使用方法あるいは副作用などの説明の必要性あるいは扱う種類の豊富さの違いがあることに意識が高い結果であり、さらに「身近な医療従事者としての信頼」についても薬剤師の6割以上、60.2%が意識していた。なお、いずれの項目も薬剤師と薬剤師以外で有意差は認められなかった。

3. セルフメディケーションに関する健康施策や

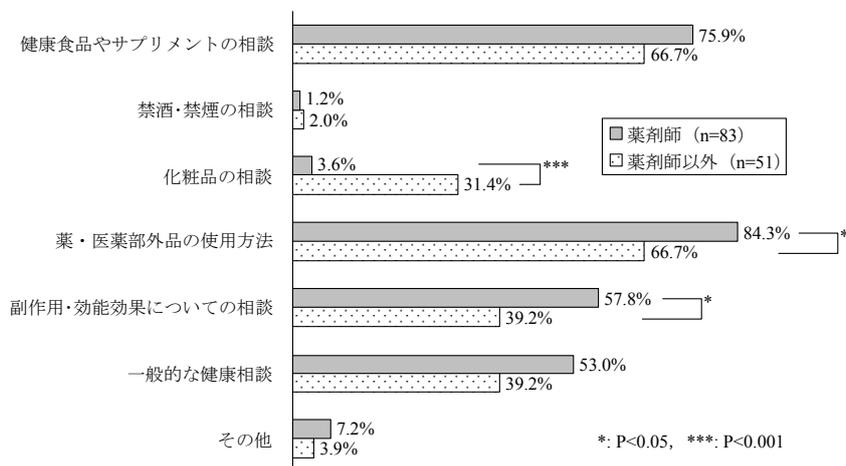
薬の規制動向の認知度 (図3)

政府が発行している政策や報告書に関し、「医薬品販売の規制緩和」と「スイッチ OTC 化の推進」で薬剤師の7割以上が知っていた。薬剤師以外で7

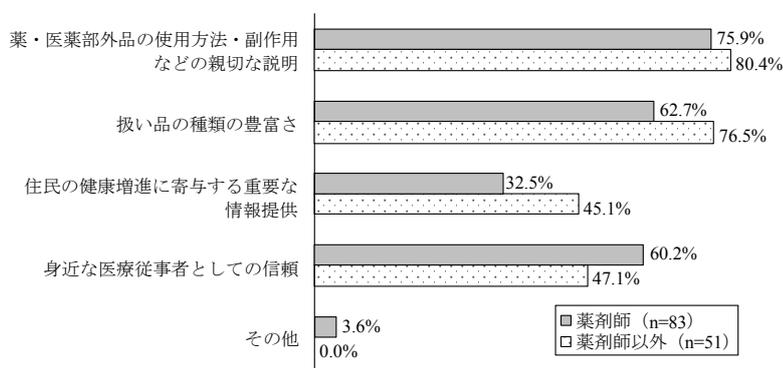
割以上が知っているとしたものは「医薬品販売の規制緩和」(76.5%)のみであり、特に「健康日本21」を知っているとされたものはわずか5.9%であった。薬剤師と薬剤師以外の比較で、「健康日本21」、「スイッチ OTC 化の推進」および「一般用医薬品制度改正」においていずれも薬剤師において有意に認知度が高かった。

4. 地域住民の健康増進にかかわる意識 (図4)

現在地域住民の健康管理のための活動を行っているとは回答したものは、薬剤師・薬剤師以外とも少数であった。「行っている」と回答した者 31 例

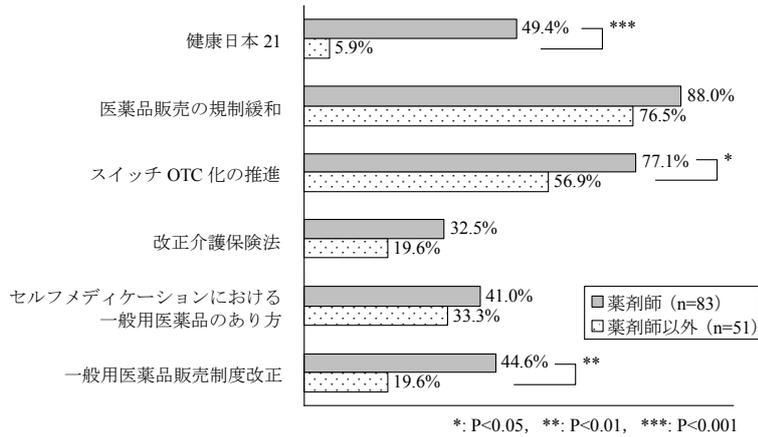


(1) 設問：あなたへの相談事項として、件数が多い項目を教えてください (複数回答可)



(2) 設問：あなたの勤務するドラッグストアが、医薬部外品を扱うコンビニと異なると思われる点を教えてください (複数回答可)

図2 日常業務における顧客への対応状況



設問：政府施策，報告書で知っているものを選択してください（複数回答可）

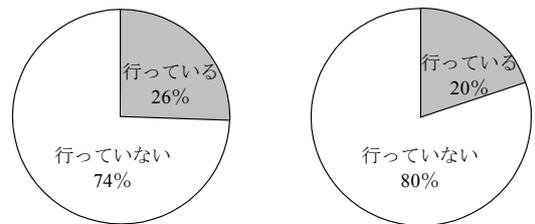
図3 セルフメディケーションに関する政府施策や薬の規制動向の認知度

の活動内容としては、「ポスターやチラシ等の配布」が24件と多数を占めていた。

別のアンケート調査（協和発酵株式会社 2004）で市民が薬剤師に期待する項目として挙げているもののうち、ドラッグストアが提供できると想定される健康サービスを提示し、そのうち対応できる項目を尋ねた結果では、「健康食品やサプリメントの相談」が最も高く、次いで「健康相談・必要な場合の専門病院・専門医紹介」、「糖尿病や高血圧者への食事指導」の順であった。「糖尿病や高血圧者への食事指導」と「在宅医療における訪問服薬指導・薬の管理」に関して、それぞれ薬剤師の45.8%と32.5%が対応可能としたのに対し、薬剤師以外では27.5%と7.8%であり、有意差が認められた。

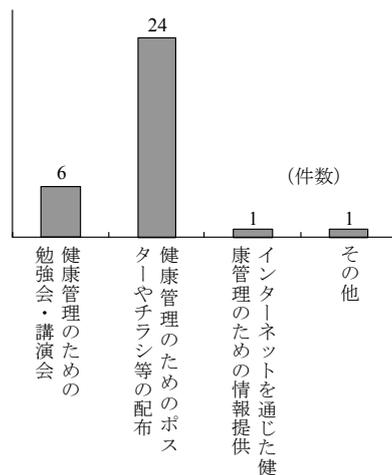
自らが地域住民の健康増進に寄与するために制度化されると良いと思われるものとしては、「かかりつけ薬局」が最も高く、次いで「24時間体制のくすり・健康相談窓口の設置」、「緊急時の病院手配・紹介」が続いた。薬剤師、薬剤師以外で有意差が認められた項目はなかった。

今後、地域住民の健康増進に寄与するために必要な事柄として挙げられたものは、薬剤師の60.2%、薬剤師以外の70.6%が「時間的な余裕」を挙げた。



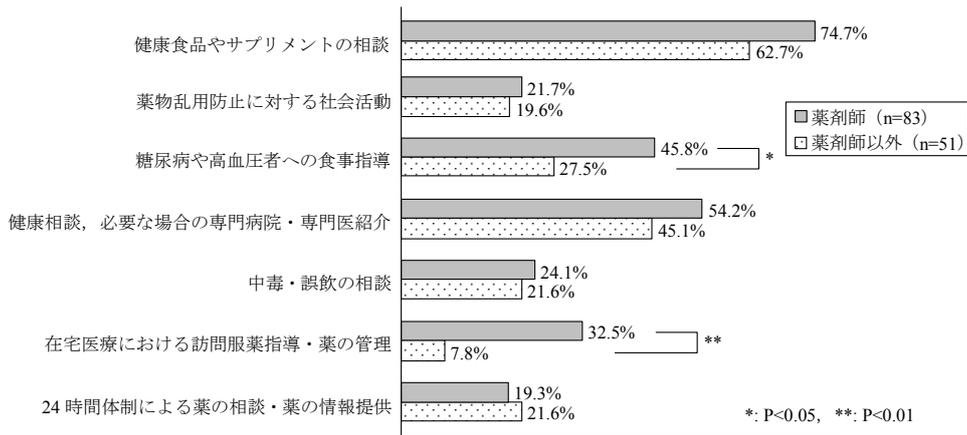
薬剤師 (n=81:無回答2) 薬剤師以外 (n=50:無回答1)

(1) 設問：現在、地域住民の健康管理のための活動を行っていますか？

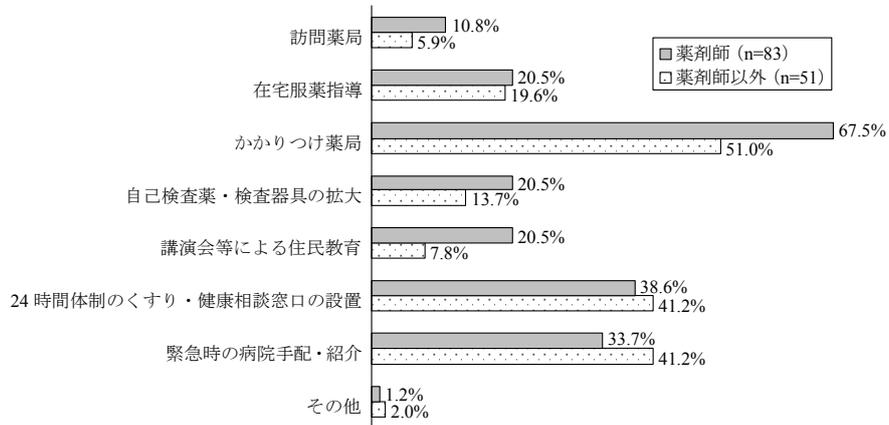


(2) 設問：行っていると回答された方は、どのような活動を行っていますか？

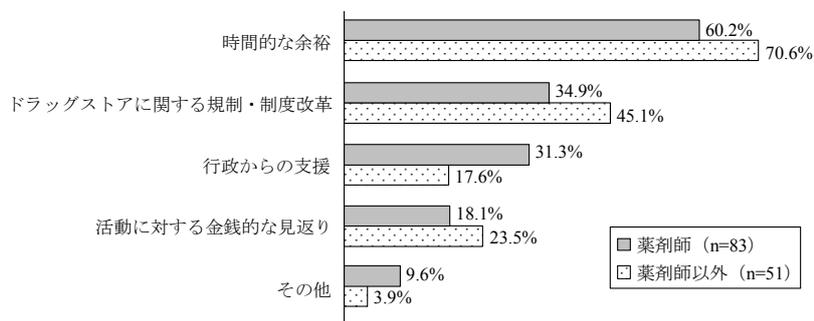
図4-1 地域住民の健康増進にかかわる意識



(3) 設問：市民が期待するものとして挙げられた項目のうち、あなたならどれに対応できると思いますか (複数回答可)



(4) 設問：ドラッグストアが地域住民の健康増進に寄与するために、どのようなことが制度化されるといいと思いますか (複数回答可)



(5) 設問：ドラッグストアが地域住民の健康増進に寄与するために、どのようなことが制度化されるといいと思いますか (複数回答可)

図 4-2 地域住民の健康増進にかかわる意識

5. 改正薬事法に対する認識 (図5)

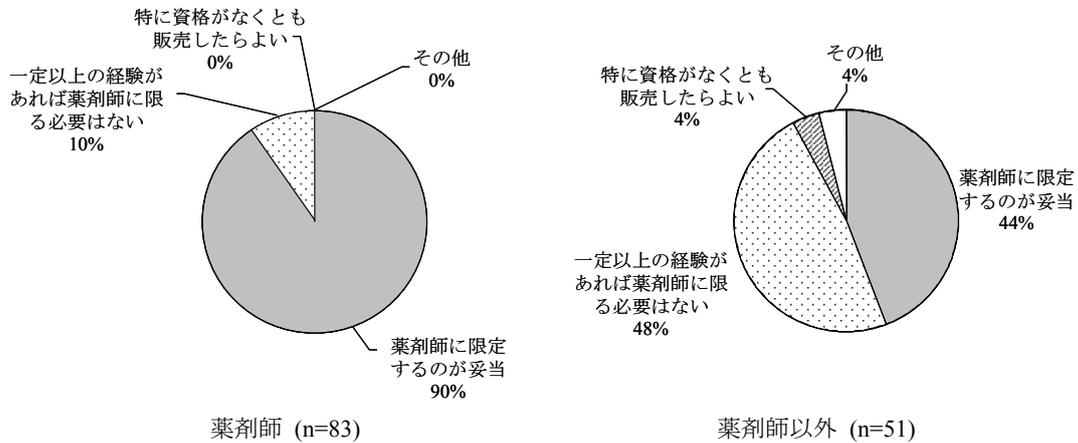
改正薬事法公布に至るもととなった「一般用医薬品販売制度改正」に関する報告書については、先に述べたとおりそれを知るものは薬剤師の44.6%、薬剤師以外の19.6%しかいなかったが、一般用医薬品のリスク分類と、リスクに応じた薬剤師あるいは新たに定められる事となる新資格者による販売方法・情報提供の規定について説明をした上で、各人の考え方を尋ねた。

薬剤師による販売・情報提供を義務化する第一類医薬品の販売方法を支持したのは薬剤師では90%であったが、薬剤師以外では44%であり、第二

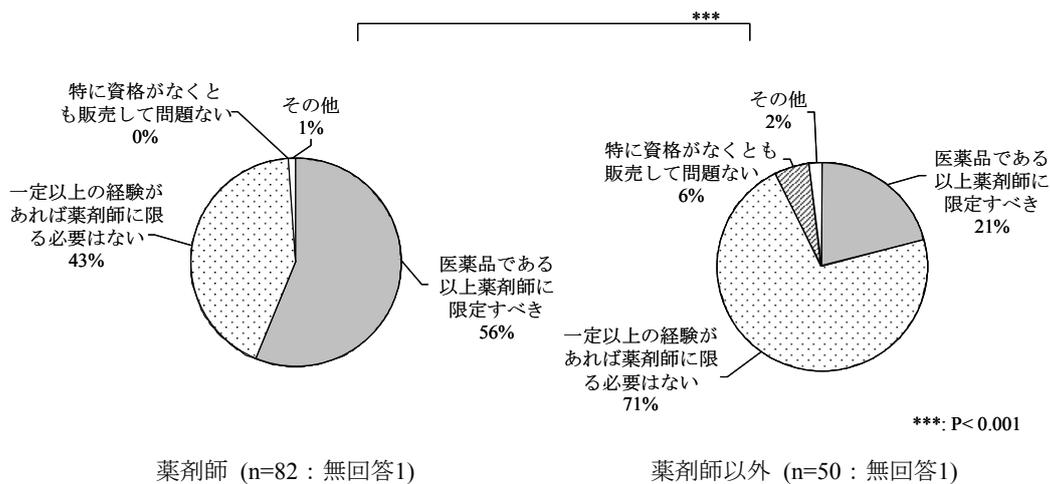
類医薬品同様一定の資格があれば薬剤師に限る必要がない、と考えるものが48%を占めた。

必ずしも薬剤師に限る必要がなく、新資格者による販売も認める第二類医薬品の販売方法に関しては、薬剤師では医薬品である以上薬剤師に限定すべきとする意見が56%を占めたのに対し、薬剤師以外ではその販売方法を支持する意見が71%を占め、有意差が認められた。

リスクが最も低いとされる第三類医薬品の販売応対者について薬剤師・薬剤師以外とも薬剤師に限定すべきとの必要性はそれほど高くは考えられておらず、新資格者で良いとする改正薬事法での



(1) 設問：薬剤師による販売・情報提供を義務化する第一類医薬品の販売方法についてどう思いますか？



(2) 設問：薬剤師・新資格者による積極的な情報提供を努めさせる第二類医薬品の販売方法についてどう思いますか？

図5-1 改正薬事法に対する認識

販売応対者がおおむね支持され、両群で有意差は認められなかった。

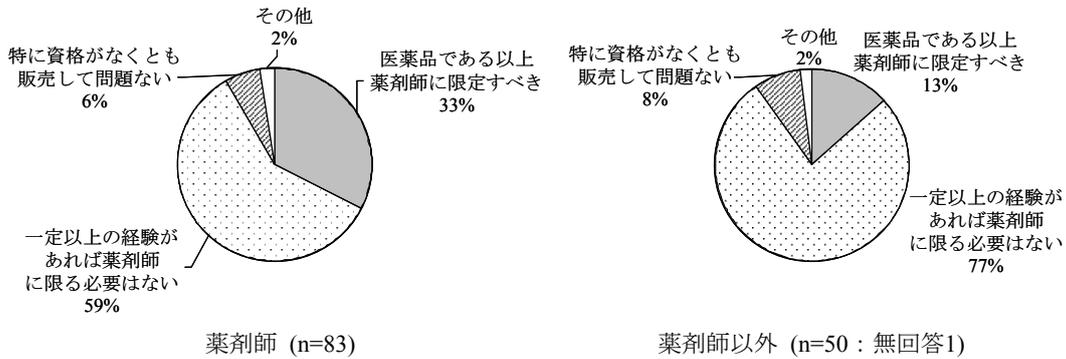
また、この改正薬事法が施行された場合に期待される変化として「第一類医薬品の存在によるスイッチOTC化の推進」や「薬剤師の役割の明確化」がある程度支持され、前者では薬剤師が薬剤師以外に比べ有意に高い結果であった。一方、薬剤師の45.8%、薬剤師以外の27.5%で「第二類や第三類医薬品が十分な情報提供がなされず使用されてしまう懸念」が挙げられ、有意差が認められた。「新資格者による薬剤師業務への侵食」を懸念する意見は、薬剤師、薬剤師以外とも少数派で、薬剤師以外の41.2%が「新資格者による薬剤師負担の軽減、

薬剤師不足の解消」に寄与できると考えていたのに対し、薬剤師では24.1%で、有意差が認められた。

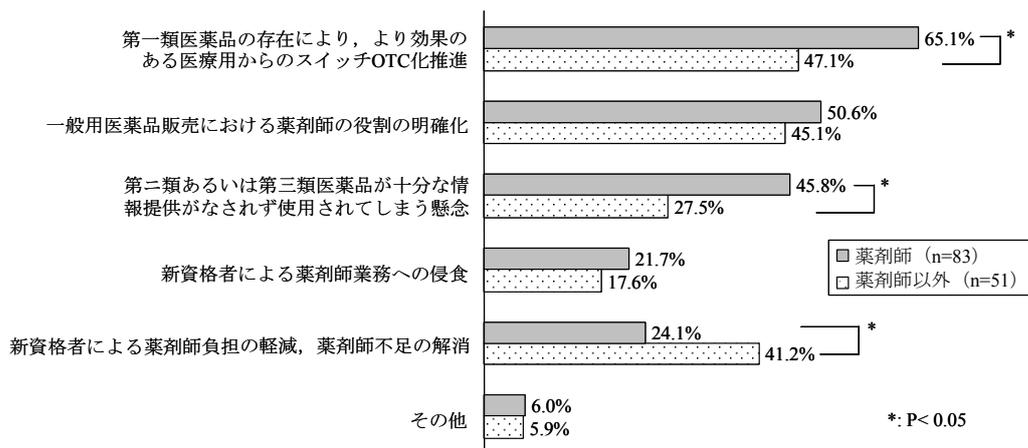
IV. 考察

1. ドラッグストア従事者の健康管理にかかわる者としての認識度

今回調査を行ったドラッグストアのお客さんはその80%以上が市内からきており、地域に密着したドラッグストアがその地域における健康管理センターとなりうる可能性がある。これらお客さんの相談事項として、薬剤師・薬剤師以外とも一般用医薬品や医薬部外品の使用方法に加え健康食品やサプリメント関連事項も多く、いずれも地域住



(3) 設問：薬剤師や新資格者による積極的な情報提供の不要な第三類医薬品の販売方法についてどう思いますか？



(4) 設問：この改正が施行された場合、一般用医薬品販売においてどのような変化があると思いますか (複数回答可)

図 5-2 改正薬事法に対する認識

民の健康管理に関する相談先となりうる。

従事者側としても、薬剤師・薬剤師以外とも医薬部外品を扱うコンビニエンスストアとの棲み分けとして、医薬品および医薬部外品の使用方法あるいは副作用などの説明の必要性、あるいは扱う種類の豊富さの違い等があることに意識が高く、地域住民の期待と一致していた。しかし、住民の健康増進に寄与する情報提供に関しては意識が低く、セルフメディケーション推進役としての認識は低いと考えられる。なお、薬剤師の6割で認められた「身近な医療従事者としての信頼」を得るという意識は、健康管理センター機能を持つ上で重要な要素である。

薬剤師・薬剤師以外の従事者とも、日常業務と直結する医薬品販売の規制緩和についての認知度は比較的高かったが、政府の健康政策「健康日本21」を知るものは薬剤師の49.4%、薬剤師以外ではわずか5.9%、といずれも薬剤師が有意に高いとはいえず絶対値としては薬剤師においても認知しているものは半数以下と高くなく、健康増進を支援する保健医療専門家として政府が期待する役割の認識が、実際の現場には行き渡っていない状況であ

った。さらに、実際に現在地域住民の健康管理のための活動を行っているものは少数派で、その内容もポスター等の配布が主であった。

市民が期待することとして挙げられた項目に対する回答として、ドラッグストアで扱う健康食品やサプリメントに関する相談について対応可能とするものが多数を占めたのは当然のこととしても、現状の業務と直結しない生活習慣病対策の基本となる糖尿病や高血圧者への食事指導に関しては薬剤師の45.8%、薬剤師以外の27.5%しか対応可能とせず、生活習慣病対策推進役を担う意識は高くなかった。

さらに、専門家として頼られるべき薬に関する項目(薬物乱用防止、中毒・誤飲、在宅医療、24時間体制)についても対応可能としたのは薬剤師・薬剤師以外とも少数であった。市民が期待することのうち対応できるか否かを尋ねた事項のなかで、ドラッグストアが地域住民の健康管理に寄与するために制度化されるといいと思うか否かを尋ねた事項と一致する「24時間体制の薬相談窓口」、「訪問服薬指導」および「病院手配」についてクロス集計してみると、いずれの事項も対応できる

表1 「対応できると思うか否か」と「健康増進に寄与するための制度化」のクロス集計

市民が期待する項目に対応できると思うか否か		制度化が健康増進に寄与するか否か	
24時間体制	薬剤師 (n=83)	Yes 10 (62.5%)	No 6 (37.5%)
	対応可能 16	Yes 22 (32.8%)	No 45 (67.2%)
	対応不可 67	Yes 8 (72.8%)	No 3 (27.3%)
	薬剤師以外 (n=51)	Yes 13 (32.5%)	No 27 (67.5%)
訪問服薬指導	薬剤師 (n=83)	Yes 12 (44.4%)	No 15 (55.6%)
	対応可能 27	Yes 5 (8.9%)	No 51 (91.1%)
	対応不可 56	Yes 2 (50.0%)	No 2 (50.0%)
	薬剤師以外 (n=51)	Yes 8 (17.0%)	No 39 (83.0%)
病院手配	薬剤師 (n=83)	Yes 18 (40.0%)	No 27 (60.0%)
	対応可能 45	Yes 10 (26.3%)	No 28 (73.7%)
	対応不可 38	Yes 11 (47.8%)	No 12 (52.2%)
	薬剤師以外 (n=51)	Yes 10 (35.7%)	No 18 (64.3%)
	対応可能 23		
	対応不可 28		

と答えなかった群で制度化されても健康増進に寄与しないと考えている率が高い結果から(表1), 実施する意義を感じていないことには積極的に対応する意識が芽生えないことも想定できる。本来はこれらの期待に応えることで地域住民の信頼を得ることになると考えるが, 現状ではそのような意識が少ないことを示す結果であった。

その理由のひとつとして, 多くの従業員が今後より地域住民の健康増進に寄与するために必要な項目として時間的余裕を挙げていることから, 日常業務に追われ余裕のない毎日であることが想像できる。ドラッグストアも営利企業であるため, その存続には適正な利益確保が必要であるので, セルフメディケーション推進に必要な労力と時間を費やせる状況で企業運営が成り立っていく体制の構築が重要である。

2. 改正薬事法による一般用医薬品の新しい販売制度

2006年6月の改正薬事法に盛り込まれた一般用医薬品の新しい販売制度に対して, 薬剤師と薬剤師以外の意見が大きく分かれた。薬剤師は医薬品である以上, リスクにかかわらず薬剤師が販売すべきである, という考えを, 薬剤師以外の者は一定の経験をもつ新資格者による販売で良いとする考えを支持する傾向であった。ドラッグストアに従事する薬剤師にとっては, 薬剤師資格の意義が薄れる懸念を示しており, 薬剤師以外の従事者にとっては, 新制度で現状以上に規制されることに抵抗を示していた。ただし, いずれも新制度下の新資格者による薬剤師業務への侵食があると考えているものは少なく, 特に薬剤師以外の41.2%で, 新資格者による薬剤師負担の軽減あるいは薬剤師不足の解消につながる, という意見があり, それぞれの立場で協力していくという考えの表れであった。薬剤師に加え, 新資格者が一般用医薬品販売における役割を担うなかで, 国が認める保健医療専門家としての自負に繋がるなら, セルフメデ

ィケーション推進のための人的リソースの拡大につながるものとして期待できる。

3. ドラッグストアを中心とした生活習慣病対策を現実化していくシステム

生活習慣病対策を現実化していく健康管理システムとして, ドラッグストアが近隣住民の健康管理センターとして認知され, そこでの従事者が地域住民から信頼される身近な医療従事者となって健康管理に係る適切な情報伝達を行うことができれば, 住民が自分自身で健康管理を効率的に行う, セルフメディケーションの実践に結びつけることが可能になると考えた。これにより, 長年かけて身に付いてしまった生活習慣を変える力が働くことが期待できる。これは政府が2000年に「健康日本21」で示した国民の向かうべき方向性に一致する。

今回のアンケート調査で, セルフメディケーション推進を担う上で重要な位置を占めるドラッグストア従事者において, 近隣住民の健康への寄与に関する認識および実践意識は不十分であることが示された。一方, 地域住民からみてドラッグストアが健康管理に関する身近な相談先となりうることを示唆された。今後生活習慣の改善を含む一次予防を重視し地域住民の生活習慣病対策を現実化していく健康管理システムの構築のためには, ドラッグストア側の対応としてその従事者における政府健康政策の理解と生活習慣病関連事項の知識習得, 地域住民から信頼される身近な医療従事者としての意識の向上, さらに, 改正薬事法施行による新たな薬の専門家(新資格者)の制度化を踏まえた従事者の時間的な余裕づくり, を念頭に入れ, ドラッグストアがセルフメディケーション推進の中心的な役割を果たしていく資質を確保していくことが必要と考えられた。

なお, 本研究は限られた範囲での調査に基づいているため, この結果を普遍化するには限界がある。しかし, ひとつの地域における例示として,

今後全国規模での啓発活動につなげていける結果であると考ええる。

V. 結論

今回のアンケート調査で、セルフメディケーション推進を担う上で重要な位置を占めるドラッグストア従事者において、近隣住民の健康への寄与に関する認識および実践意識は不十分であった。ドラッグストアが中心となって生活習慣の改善を含む一次予防を重視し、セルフメディケーション推進を通じて地域住民の生活習慣病対策を現実化していく健康管理システムの構築のため、ドラッグストア側の対応として以下を念頭に入れた従事者の資質確保が必要と考えられた。

1. 政府健康政策の理解と生活習慣病関連事項の知識習得
2. 地域住民から信頼される身近な医療従事者としての意識の向上
3. 改正薬事法施行による新たな薬の専門家（新資格者）の制度化を踏まえた時間的な余裕づくり

文献

- 協和発酵株式会社, 2004, 「これからの薬局のあり方」の関するアンケート調査, 薬立つ話, 48, 2-13
- 厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会, 2005, 医薬品販売制度改正検討部会報告書, 厚生科学審議会, 2005年12月15日
- 厚生事務次官通知, 2000, 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の推進について, 厚生省発健医第115号
- 厚生労働省, 2006, 薬事法の一部を改正する法律, 平成18年法律第69号
- 厚生労働省大臣官房統計情報部, 2005, 平成16年度国民医療費, 厚生統計協会, 13
- 厚生労働省大臣官房統計情報部, 2006, 平成16年度人口動態統計, 厚生統計協会, 182-185
- World Health Organization, 2000, The benefits and risks of self medication, WHO Drug Information, 14, 1-2